

令和4年第1回尾張北部環境組合議会
臨時 会 会 議 録

会 期 令和4年7月27日（水曜日）

議事日程

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 議案第4号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第5号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	鈴木 貢 君
第5番	大藪 豊数 君	第6番	長尾 光春 君
第7番	倉知 敏美 君	第8番	丹羽 孝 君
第9番	江幡満世志 君	第10番	高木 義道 君
第11番	佐藤智恵子 君	第12番	澤田 憲宏 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長 西川 里咲 君 書記 蓑和 峻 君

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	金川 英樹 君	犬山市経済環境部長	中村 達司 君
犬山市環境課長	小笠原健一 君	江南市経済環境部長	平野 勝庸 君
江南市環境課長	相京 政樹 君	大口町まちづくり部長	水野 眞澄 君
大口町環境対策室長	佐橋 竜午 君	扶桑町産業建設部長	村田 武司 君

扶桑町産業環境課長 尾崎 博之 君
総務課主幹 兼松 昌史 君
総務課主査 神谷 建寛 君

事務局長 坪内 俊宣 君
総務課主幹 神林 宏之 君

(午前10時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（倉知敏美君） 改めまして、皆様おはようございます。

連日の猛暑と新型コロナ、本当に気の置けない毎日が続いておりますが、そんな中での本日の臨時会、議員の皆様、そして管理者はじめ執行部の皆様方には大変御多用な中、定刻御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、ただいまから尾張北部環境組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会に提出をされております議案は、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをはじめ2議案であります。いずれも重要な案件でございますので、どうぞ慎重なる御審議、そして的確なる御判断を賜りますよう、そして併せまして議事運営には格別の御協力をいただきますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様よろしくお願いたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆様、おはようございます。

当組合の管理者を務めております江南市長の澤田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多用の中、こうして時間前に御出席をいただきましてありがとうございます。

まず初めに、去る3月31日で急逝をされました江南市選出の河合正猛議員の哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

河合さんは、組合設立以前は新ごみ処理施設整備検討委員会委員として、また組合設立後は組合議員として新ごみ処理施設建設に向けて精力的に尽力をされていただきました。また、建設地の地元議員として地元の調整等についても当たっていただいたということを知っております。この間、組合発展のために尽くされた大きな御功績は千載不朽ものであり、感謝の誠をささげます。

このたび、構成市町の5月臨時会におきまして、3名の方が新たに組合議員となりました。議員各位におかれましては、新ごみ処理施設建設に向けて御協力を賜りたいと思います。

さて、本臨時会に提出させていただきました議案は、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例の一部改正についてをはじめ2議案の御審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合議会を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重に御審議の上、適切な議

決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

ここで、会議に入る前に改めて御報告を申し上げます。

ただいま管理者からもお話がありましたのですが、江南市選出の河合正猛さん、去る3月31日、御逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みでございます。この際、故河合正猛さんの御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷。

（黙 祷）

○議長（倉知敏美君） 黙祷を終わります。

ありがとうございます。御着席ください。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

◎議席の指定

○議長（倉知敏美君） まず、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただいま御着席の議席といたします。

ここで、このたび構成市町から組合議員が改めて選出されまして、初めての組合議会でもあります。改めて、議員全員の方に自己紹介をお願いしたいと存じます。

1番の水野議員から順に、自席で着座をお願いいたします。

○1番（水野正光君） 犬山市議会の水野正光です。どうぞよろしくお願いをいたします。

○2番（大沢秀教君） 犬山市議会の大沢秀教と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

○3番（大井雅雄君） 犬山市議会の大井雅雄です。どうかよろしくお願いをいたします。

○4番（鈴木 貢君） 江南市議会鈴木貢でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○5番（大藪豊数君） おはようございます。江南市議会の大藪豊数でございます。来年と引き続きまたよろしくお願いをいたします。

○6番（長尾光春君） 江南市議会議員 長尾光春でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（倉知敏美君） 大口町議会の倉知でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○8番（丹羽 孝君） 大口町議会の丹羽孝です。よろしくお願いをいたします。

- 9番（江幡満世志君） 大口町議会、江幡満世志です。よろしくお願いいたします。
- 10番（高木義道君） 扶桑町の高木義道です。よろしくお願いいたします。
- 11番（佐藤智恵子君） 扶桑町議会の佐藤智恵子です。よろしくお願いいたします。
- 12番（澤田憲宏君） 扶桑町議会の澤田憲宏でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（倉知敏美君） ありがとうございます。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（倉知敏美君） それでは、続いて日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によりまして、議長において、4番 鈴木貢議員、8番 丹羽孝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期の決定

- 議長（倉知敏美君） それでは、続いて日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付いたしました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見たとの報告を受けております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（倉知敏美君） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出されました議案につきましては、前もって配付いたしましたとおりでございます。

以上、提出議案の報告に代えます。

それから、本臨時会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第4号及び議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（倉知敏美君） 続きます。日程第5、議案第4号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び日程第6、議案第5号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） ここからは着座にて失礼します。

最初に議案第4号について御説明いたします。

1ページ目が議案目録となっております議案つづりをお願いいたします。

目録を1ページ開いていただきますと、議案第4号であります。

議案第4号の1ページでございます。

令和4年議案第4号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の一般職の職員の期末手当改定に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

初めに、改正の要旨を御説明いたします。恐れ入ります、4ページをお願いいたします。4ページでございます。

この改正の趣旨は、国家公務員の期末手当の支給月数の改定に伴い、地方公務員法第24条第2項の規定、いわゆる均衡の原則と呼ばれるものですが、これにより当組合の会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

改正内容につきましては、昨年8月の人事院の給与勧告の給与改定の内容となりますが、民間のボーナス全体の支給割合との均衡を図るための引下げを民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映させるものであり、年間の支給月数を2.55月から2.4月へと0.15月分引き下げるものであります。

施行日は公布の日からでございます。

それでは、条例の一部を改正する条例案につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページ戻っていただきました3ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

第9条第2項中、「100分の127.5」を「100分の120」と改めるものでございます。

以上で、議案第4号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号について御説明いたします。

議案第5号の1ページをお願いいたします。

令和4年議案第5号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等を図るため、改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

目次につきましては、雑則を新たに追加するもので、第4章の次に「第5章 雑則（第20条―第22条）」を加えます。その第20条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等について新たな規定を追加するもので、第1項では、任命権者は職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないとしております。

第2項では、任命権者は職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないとしております。

第21条は、勤務環境の整備に関する措置について新たな規定を追加するもので、任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないとしており、第1号は職員に対する育児休業に係る研修の実施、第2号は育児休業に関する相談体制の整備、第3号はその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置としております。

第22条は、規則への委任規定を新たに追加するもので、この条例に定めるもののほか、この

条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定めるとしております。

恐れ入ります、2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第4号、議案第5号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順で行います。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定によりまして、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承のほどお願ひいたします。

それでは、まず議案第4号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を許します。

ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 4ページの地方公務員法第24条第2項は、何を求めるものですか。

それと、この人事院勧告に従わないとペナルティーというものが課せられるのでしょうか。

以上です。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 地方公務員法の第24条は、いわゆる均衡の原則と呼ばれるもので、給与体系、給与水準について、給与体系については国家公務員に準ずる、給与水準についてはその地域の民間の給与等も考慮した上で決定していくと。ただし、その地方で国家公務員の給与の水準が民間より高い場合はそれを超えないという形の考え方の原則であります。

また、組合にペナルティーがあるかということでございますが、組合にとってペナルティーがあるということは認識しておりません。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 一応地方公務員法第24条第1項では、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないというふうに規定されておりますよね。第2項で、今言われたいわゆる国家公務員だとか、民間の給与とのバランスというふうに言われるんですけども、実際は職員の給与は生計費というのが一番初めに出てくるんだよね。だから、そこを飛ばすと、要するに民間企業とのバランスがおかしいのではないか。だから、民間の給与に合わせて引き

下げるべきだというのが、一番初めにある生計を維持するための必要な費用を支給するんだというところを多分飛ばして都合のいい解釈をしているんじゃないかなど。だから、住民の方から、この尾張北部の議会は議員にも報酬は払わんし、人事院勧告があったら臨時職員さんの期末手当までカットしようと、本当にブラックな働き方を強要しているのではないかというような声も私の耳には入ってきているわけですね。この辺の捉え方、生計費というのを重きに置いているのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 組合の場合、独自の人事委員会を持っているわけではございませんので、例えば名古屋市のように。人勤の勧告が民間のほうとどれぐらい差があるか調べた結果が人事院勧告でございますので、それに伴う国家公務員の一般職の給与改定に合わせていくというのが最も適当な給与の決定の仕方だというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 臨時職員さん、いわゆる年度内の職員に対してそんなにたくさん多分期末手当は払っていないと思うんですよね。それを下げる合理性というんですかね、そりゃあ国家公務員さんとかたくさん給料をもらっている人だったらいいんですけれども、一部事務組合のこの尾張北部の臨時職員さん、その方の期末手当まで引き下げる必要は、当組合では本当にその必要性があるんですか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 会計年度任用職員の現在の期末手当が多い少ないに関わらず、適切に対応していくということでございます。実際には、当初予算でも御審議いただきましたが、今年度は会計年度任用職員の期末手当はございません。こちらは、対象となる時間数の任用の形でございませんので、今回は例規上の整備ということで、今働いてみえる会計年度任用職員さんには一切影響はしないです。現実的にはそういう例規の整備ということになります。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 4回目になります。

○10番（高木義道君） 別の項目で。

○議長（倉知敏美君） 別の項目。

○10番（高木義道君） 別の項目だったらいいでしょう。1案件に対しては3回目まで。

○議長（倉知敏美君） そういうことです。

○10番（高木義道君） だから、今事務局長がおっしゃられたように、4ページのところにあ

る施行は公布の日からとありますけれども、現在のいわゆる臨時職員さんについては期末手当の影響はないというふうに考えたらいいですか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 全くございません。

○10番（高木義道君） ありがとうございます。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。ほかにはありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○9番（江幡満世志君） 3点お伺いしたいと思います。

今、高木議員のほうからもちょっとありましたけれども、公布の日から施行ということで、6月期というのはもう過ぎていきますよね。これは公布の日から施行すると言っていますけれども、厳密には来年度からということになるのか、12月からということになるのか、その辺を明確に御提示ください。

それから、現在、会計年度任用職員さんの当組合における人数、何人の方がそういう基準で採用されているのか、それを教えてください。

それと、正規職員の方は大概勤勉手当とか、そういう諸手当ってありますよね。会計年度任用職員さんに関しては、当組合での給与規定としてそのような諸手当については設けてあるのかどうか、その点教えてください。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 当組合の場合の条例は、6月期と12月期それぞれ支給月数を規定、6月とか12月とか、そういうことは規定しておりません。支給月数を改定した場合、6月期、12月期双方に影響するということでございます。今回の一部改正の施行日が公布の日からということでございますので、実際に支給月数を改正した効果が及ぶのは直近では12月期になります。ただ、繰り返しになって恐縮ですが、期末手当支給の対象になる会計年度職員は、組合の場合、週に15.5時間を超える職員が対象でございますので、今年度は対象者がいないということです。

現在、会計年度任用職員は1人任用しております。週3日、5時間掛ける3日ということで週に15時間ということでございますので、規則上支給対象にはなっていないということでございます。

また、勤勉手当につきましても、当組合では根拠の規定がございません。ただ、人事院の中で非常勤の方の勤勉手当については課題だということは、人事院のほうは認識しているということは承知しております。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○9番（江幡満世志君） 会計年度任用職員さんがお一人だけということで、しかも週15時間で、全く対象外になるというようなお話なんですけど、今後当然こういう条例を改正するということは、今後会計年度任用職員の採用枠というか、今現在は1人ですけど、2人ないし3人と、そういうことも念頭にあるということによろしいですか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 雇用を増やすことばかりではなく、時間数が来年度以降増えるかもしれない、増えてもいいように例規上の整備をあらかじめ今回の改正をお願いしていると、そういう状況であります。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。そのほかはよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○議長（倉知敏美君） ほかにないようですので、これをもって議案第4号の質疑を終結いたします。

これより議案第4号の討論を許します。

議案第4号につきまして討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 議案第4号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について反対をいたします。

コロナ禍とロシアのウクライナ侵略による景気の低迷、物価高騰で暮らしは大きな打撃を受けています。そんな中、人事院勧告を踏襲して、頑張っている職員の処遇を改悪するような条例改正は断じて認めることはできません。

扶桑町においても同僚議員が、今コロナ禍で増税に等しい大幅な物価高騰が住民の暮らしと中小の業者を襲っている。かつて経験したことのないコロナ蔓延の状況の中、今もコロナウイルス感染症と向き合い、懸命に頑張っている職員の皆さんの士気低下につながるような条例改正は認めることができません。民間企業が下がっているからと公務員給与の引下げを図るのでは、賃金引下げの負の連鎖を断つことはできません。国内総生産の6割は個人消費が占めているわけであり、今は国民の購買力を高め、経済のエンジンを回すことが求められている状況であります。期末手当を減じるべきではない、そうした同僚議員が扶桑町委員会でも発言をしているところであります。よって、議案第4号には反対をいたします。以上です。

○議長（倉知敏美君） 次に、賛成討論の発言を許しますが、ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 長尾議員。

○6番（長尾光春君） 議案第4号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本議案につきましては、国家公務員の一般職の期末手当の改正に伴い、関係条例の改正のため上程された議案であります。期末手当の額は、期末手当の基礎額に一定の率を乗ずることで算出されますが、当局からの説明によりますと、今回の改正はこの率の改正であり、国家公務員の一般職の期末手当の改正の例に倣って改正しているとのことでもあります。

そもそも地方公共団体における職員の給与改定の実施は、均衡の原則、情勢適応の原則にのっとり、国家公務員の給与改定に伴って行われるものであり、今回の当局の対応も適切なものであると考えます。

以上のことから本議案に賛同するものであります。議員各位におかれましては、議案第4号に御賛同いただきますようお願い申し上げまして、私からの賛同討論とさせていただきます。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしいですね。

これをもって議案第4号の討論を終結いたします。

続いて、これより議案第4号の採決に入ります。

議案第4号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（倉知敏美君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、続きまして議案第5号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を許します。

ありませんか。よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 江幡議員。

○9番（江幡満世志君） 非常にこれは時流というか、どこの市町でも改正しているものなんですけど、この改正案の中で雑則のところの説明されていて、多分4章までにあるのかもしれないんですけど、休業の日数的なこと、例えば出産を機に遡って2週間前からとか、そんなような具体的なことは一切書かれていないんですけど、どこかのところにそれが入れられているの

かどうなのか、ちょっと分からなかったもんですから御説明願います。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今お尋ねの件につきましては、休暇のほうになってきますので、休暇のほうは規則改正という形になります。これまで今年の1月、さらに4月、今後10月に段階的に妊娠、出産、育児と仕事の両立に向けた支援として休暇制度が充実されてくるところであります。今までなかった休暇が増えたり、あるいは無給であったものが有給になったりという形になってまいります。詳しくは規則のほうでということで、今回は条例の中にはございませんが、各市町と同様に正規職員と会計年度任用職員それぞれ妊娠から出産、育児までは同じライフイベントということでございますので、組織として支援をしていくということで規則改正を別でしております。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） これをもって議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号の討論を許します。

議案第5号につきまして討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

これをもって議案第5号の討論は終結いたします。

ここでちょっと暫時休憩いたします。

（午前10時35分 休憩）

○議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時35分 再開）

○議長（倉知敏美君） これより議案第5号の採決に入ります。

議案第5号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

管理者、お願いします。

○管理者（澤田和延君） 大変ありがとうございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提案をいたしました重要案件につきまして慎重に御審議を賜り、いずれの議案に対しましても適切なる御議決をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

議長さんからもお話がございましたように、大変厳しい暑さが続いております。また、新型コロナウイルス第7波が急に大きな拡大を見せておるところでございます。議員の皆様方におかれましては、十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げるとともに、新ごみ処理施設の建設に向かひましてなお一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございました。

それでは、私のほうからも一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様には、本当に熱心に御審議をいただきまして、的確な御判断もいただきました。本当にありがとうございました。無事閉会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

今、管理者からもお話がございましたコロナ、本当に大変でございますが、ぜひ元気で今年の夏も乗り切っていただきたい、そんなことをお願いいたしましてお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもって令和4年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を閉会といたします。

（午前10時38分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 倉 知 敏 美

議 会 議 員 鈴 木 貢

議 会 議 員 丹 羽 孝